



◆年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額の合計金額が一定基準額以下である年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

●支給要件

次の支給要件を全て満たしている方が対象になります。

【老齢年金生活者支援給付金】

- ①65歳以上で、老齢基礎年金を受給されている方
- ②世帯全員の町民税が非課税となつている方
- ③前年の年金収入金額と年金以外の合計所得金額の合計金額が889,300円以下である方

◆年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額の合計金額が一定基準額以下である年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

②前年の所得金額が次の金額以下である方

4,721,000円+扶養親族の数×38万円

●請求手続の流れ

支給要件を満たす場合で、2年目以降の手続は原則不要になります。

新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方には、日本年金機構から令和6年9月2日以降、順次、年金生活者支援給付金請求書(簡易なはがき型の請求書)が送付されますので、令和6年9月25日までに提出ください。

●給付額

【老齢年金生活者支援給付金】

①請求書に氏名などを記入して、旭川年金事務所又は役場住民課窓口に提出してください。

※これから基礎年金を請求する方は、誕生日の前日以降に基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

②保険料納付済期間に基づく額

月額5,310円×保険料納付済期間÷480月

※お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものと年金生活者支援給付金請求書のはがきを用意ください。

※年金収入金額には、障害基礎年金・遺族基礎年金等の非課税収入金額は含まれません。

②審査結果の通知が日本年金機構から送付されます。

額) 11,333円×保険料免除期間÷480月

【障害年金生活者支援給付金】

③支給決定の場合は、支払月の上旬に振込通知書が送付されます。

④振込通知書に記載のある給付額が年金に上乗せされて支給されますのでご確認ください。

【障害年金生活者支援給付金】

月額5,310円

(障害等級2級の方)

月額6,638円

(障害等級1級の方)

【ご注意下さい】

請求した月の翌月分からの支払となりますので、速やかな請求手続をお願いします。

令和6年9月25日までに請求書を提出できなかった場合も手続は可能です。ただし、令和7年1月6日までに請求書が届かなかった場合、

令和6年10月分から令和7年1月分までの年金生活者支援給付金は受け取ることはできません。

◆年金生活者支援給付金のお問い合わせは

「給付金専用ダイヤル」へ

050-0570-05-4092

050から始まる電話でおかけになる場合は

(東京) 03-5539-2216

又は旭川年金事務所

0166-25-5606

までお問い合わせください。

※お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものと年金生活者支援給付金請求書のはがきを用意ください。